

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室

1 東日本大震災復興

(1) 東日本大震災の概要

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災¹をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降 4 番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 km、幅約 200 km の断層が 3 分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1m の遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曾有の大災害となった。

東日本大震災の概要

発生日時	平成23（2011）年3月11日14:46
マグニチュード	9.0
震度 6 弱以上県数	8県 (宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上)
死者 行方不明者	死者19,787名（※震災関連死を含む。） 行方不明者2,549名（令和 8 年 3 月 1 日現在）
住家被害（全壊）	122,204棟（令和 8 年 3 月 1 日現在）
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故 避難指示区域の面積1,150km ² （平成25年 8 月（最大））、避難者数47万人（発災当初）

緊急災害対策本部とりまとめ報（令和 8 年 3 月 10 日）及び令和 4 年版「防災白書」を基に作成

（出所）復興庁資料

(2) 復興庁の設置

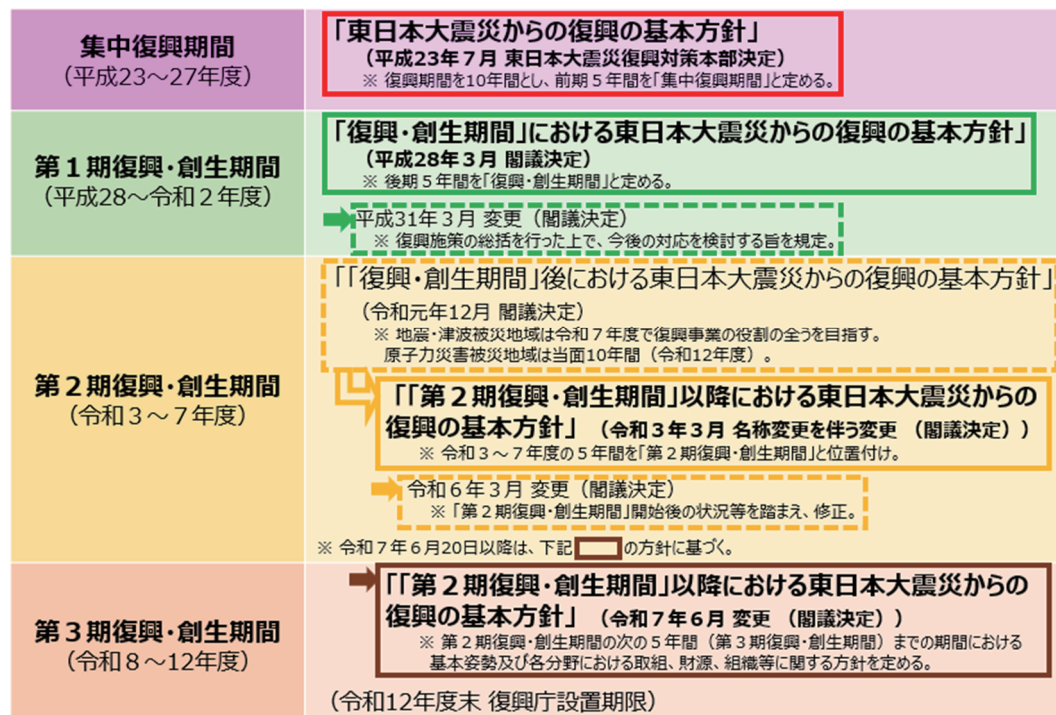
復興の円滑かつ迅速な遂行を図るため、司令塔となる組織が必要となり、平成 24 年 2 月、復興庁設置法に基づき内閣に復興庁が設置された。復興庁は当初、令和 2 年度末までの時限組織として創設されたが、令和 2 年に復興庁設置法が改正され、設置期間が 10 年間延長されることとなり、令和 12 年度末まで存続することとなった。

¹ 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年 4 月 1 日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

(3) 復興の基本方針の策定等

東日本大震災からの復興について、政府は東日本大震災復興基本法に基づき基本方針を策定し、取組を進めてきている。基本方針の変遷については以下の図のとおりである。

各期間における復興の基本方針



(出所) 復興庁資料を基に当室作成

現行の基本方針は、令和7年6月、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更(閣議決定)により定められた。

同基本方針では、令和8年度から12年度までの5年間の「第3期復興・創生期間」と位置付けるとともに、地震・津波被災地域について「これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業や生業の再生も進展しているが、人口減少や高齢化といった課題にも直面している。この中で、心のケア等の中長期的に取り組むべき課題がある」とし、第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み、第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進するとした。また、心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間後も復興施策により対応している²。

一方で、原子力災害被災地域については、「避難指示解除の時期によって地域の状況は大きく異なり、(中略)ようやくスタートラインに立った地域もあれば、いまだに帰還困

² 令和8年3月末で岩手・宮城の両復興局が廃止され、地震・津波被災地域(岩手県・宮城県)の中長期的課題については、復興庁本庁が直接支援する体制に移行した。

難区域を抱えている地域、復興の進捗により新たな課題等に直面している地域もある。このように原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である」としている。また、今後の主な取組として、廃炉やALPS処理水の処分など福島第一原発事故の収束、福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けた検討、避難指示解除地域の復興に向けたハード・ソフト両面での生活環境の整備、福島国際研究教育機構（F－R E I）による各種取組の推進、農林水産業の再建等が挙げられている。

「第3期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

基本姿勢及び各分野における主な取組	
1. 原子力災害被災地域 地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。 ○ 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策） ・ 廃炉については、安全確保を最優先しつつ、持続的な人的体制・資金の確保、 廃炉を通じたイノベーションの促進 、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う ・ ALPS処理水の処分については、 輸入規制の即時撤廃、水産業支援 に取り組む ○ 環境再生に向けた取組 ・ 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し 復興再生利用を推進 。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、 福島県外での最終処分に向けた取組 を政府一体となり進める ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化 ○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興 ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、 ハード・ソフト両面で生活環境を整備 ・ 住民が里山の恵みを楽しめるよう、森林整備の再開を始め、「 区域から個人へ 」の考え方の下、 安全確保を前提とした活動の自由化等 、住民等の今後の活動の在り方を検討 ・ 交流・関係人口の拡大に向け、 福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用 や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等 ・ ホーブツーリズムを始めとした、 観光振興策を戦略的に推進 ○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進 ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、 施設整備の可能な限りの前倒し ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備 ○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業振興等、事業者再建 ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「 実証の聖地 」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現 ・ ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連 の先進的な取組、スタートアップの誘致 ○ 農林水産業の再建 ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し 営農再開の加速化 、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進 ・ 帰還困難区域内の森林整備再開 に向け条件整備の上で 本格復旧に着手 、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等 ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進 ○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 ・ 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し	2. 地震・津波被災地域 ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進 ・ 心のケア等 や被災した子どもに対する支援等の 中長期的取組が必要な課題 については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応 3. 教訓・記憶の後世への継承 ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発 ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の中で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

（出所）復興庁資料

（4）復興財源フレーム

発災当初に決定された復興の基本方針（平成23年7月）より、復興期間の事業規模の見込みを示した上で、あらかじめ財源を示す「復興財源フレーム」を策定することとされており、これまで復興の進捗等を踏まえ事業規模や財源の見直しが行われてきた。

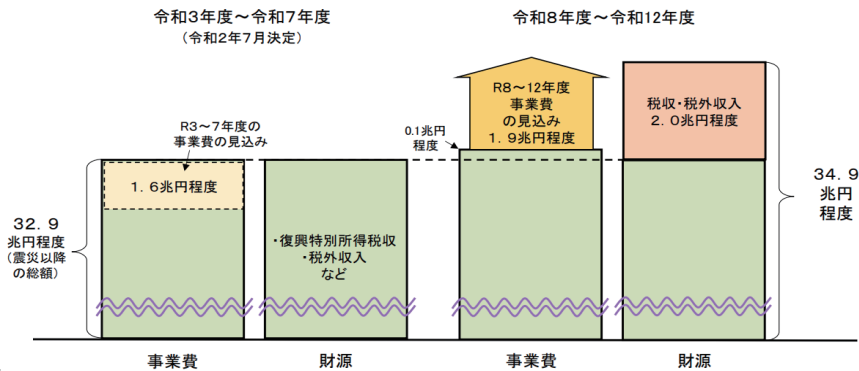
直近では、令和7年6月に変更が閣議決定された復興の基本方針において、令和8年度から5年間（第3期復興・創生期間）の事業規模は1.9兆円程度と見込まれるとされ、令和12年度までの20年間で総額34.9兆円程度³が見込まれるとされた。

なお、令和8年度税制改正大綱において、令和9年1月より防衛特別所得税（税率1%）を創設するとともに、復興財源の一つである復興特別所得税について、足下で家計負担が増加しないよう、令和9年1月より税率を1.1%（現行：2.1%）に引き下げ、課税期間を

³ 第2期復興・創生期間で追加的に必要となった経費（0.1兆円程度）が含まれる。

令和29年12月末（現行：令和19年12月末）までの間とすることとされた。

復興財源フレーム



(注) 上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。

(出所) 復興庁資料

(5) 復旧・復興の現状

		震災前又は最大値	現 状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	2.5万人 【令和8年5月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月（最大）】	0人 【令和8年4月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画延長)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※帰還者向けを除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	14兆2,493億円 【令和5年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,610ha (津波被災農地面積)	18,960ha (97%) 【令和8年3月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月（最大）】	309km ² (27%) 【令和5年5月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 (最大)	5か国・地域 【令和7年11月】

(出所) 復興庁資料を基に当室作成

(6) 福島の復興・再生

ア 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

(7) 避難指示の解除状況

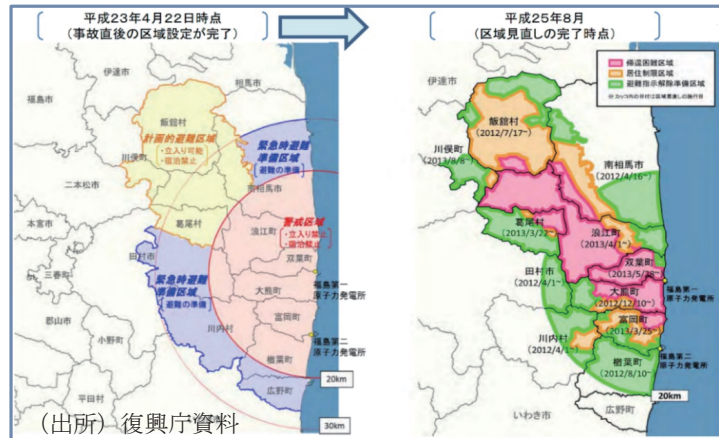
福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成25年8月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編され

た⁴。

再編された各区域では、避難指示解除が進められ、令和2年3月、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

(イ) 帰還困難区域の復興・再生

現在も南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の7市町村に帰還困難区域が残されている。



政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府丸一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている⁵。

こうした方針等を踏まえ、平成29年の改正福島復興再生特別措置法により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を定めることが可能となった⁶。当該制度に基づき策定された双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定の下、令和5年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。

政府は、拠点区域外についても、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議）に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしている。

これを受け、令和5年の改正福島復興再生特別措置法により、拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設された⁷。これまでに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、当該計画に基づき順次、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組が進められている⁸。

⁴ 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域を「帰還困難区域」、20mSvを超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

⁵ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

⁶ 市町村長は、拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

⁷ 市町村長は、住民の帰還意向を踏まえ、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

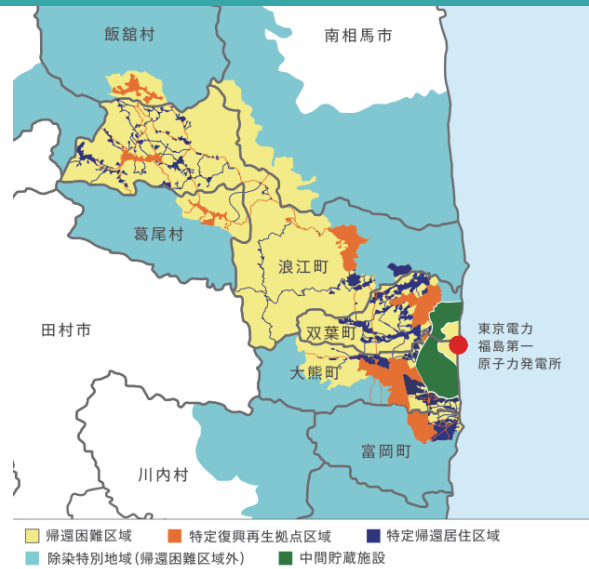
⁸ 帰還意向調査は自治体の意向を踏まえて複数回実施している。なお、浪江町において、営農再開意向を含めた3回目の調査を令和8年9月下旬から実施予定との報道がある（令和8年9月10日 福島民報）。

帰還困難区域【総面積約 337 km²】特定復興再生拠点区域【約 28 km² (8.3%)】

- 除染、家屋等の解体を実施中。除染の進捗は 98%を超えており、おおむね除染済み（令和 8 年 7 月末）、解体の進捗は 95%を超えている（令和 8 年 7 月末）
- ⇒令和 4 年 6 月に葛尾村、大熊町、8 月に双葉町、令和 5 年 3 月に浪江町、4 月・11 月に富岡町、5 月に飯館村で避難指示解除

特定復興再生拠点区域外【約 309 km² (91.7%)】
(うち特定帰還居住区域【約 25 km²】)

- 住民の意向確認を踏まえて必要な箇所を除染し、2020 年代をかけて希望者が帰還できるよう取組を進める旨、政府方針を決定（令和 3 年 8 月）
- ⇒令和 5 年 6 月、拠点区域外に「特定帰還居住区域」の設定を可能とする福島復興再生特別措置法が成立
- ⇒これまでに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村において、「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、当該計画に基づき順次除染等開始



(出所) 環境省資料等を基に当室作成

特定帰還居住区域

市町村	区域計画の認定（区域面積）	除染等着工
大熊町	令和 5 年 9 月 29 日（約 60ha） →令和 6 年 2 月 2 日 変更（累計約 440ha） →令和 8 年 3 月 24 日 変更（累計約 570ha）	令和 5 年 12 月 20 日
双葉町	令和 5 年 9 月 29 日（約 50ha） →令和 6 年 4 月 23 日 変更（累計約 530ha） →令和 8 年 2 月 13 日 変更（累計約 690ha）	令和 5 年 12 月 20 日
浪江町	令和 6 年 1 月 16 日（約 710ha） →令和 7 年 3 月 18 日 変更（累計約 940ha）	令和 6 年 6 月 20 日
富岡町	令和 6 年 2 月 16 日（約 220ha） →令和 8 年 2 月 13 日 変更（累計約 275ha）	令和 6 年 9 月 5 日
南相馬市	令和 7 年 3 月 18 日（約 3.7ha）	令和 8 年 4 月 6 日
葛尾村	令和 7 年 7 月 29 日（約 5ha） →令和 8 年 3 月 24 日 変更（累計約 9ha）	未定

(出所) 環境省資料を基に当室作成

イ 福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分に向けた取組

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

仮置場等から中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入については、令和 3 年度末までに福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く。）をおおむね搬入完了するという目標を達成しており、現在は主に特定帰還居住区域において発生した除去土壌等の搬入が進められている。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上⁹、中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年 3 月まで）に福島県外で最終処分することとされており、その実現に向けて平成 28 年 4 月に策定された「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」では、除去土壌等の減容技術の開発や再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等の取組を推進することとされた。また土壌等の減容・再生利用に必要となる技術の開発の目標や優先順位を明確にし、処理を実施するための基盤技術の開発を今後 10 年程度で一通り完了させ、令和 7 年度以降に最終処分の方向性に係る検討を進めていくこととされた。

令和 6 年 12 月からは、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するための「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が開催されている。同会議では、令和 7 年 5 月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が、同年 8 月にその基本方針を実行するためのロードマップが決定された。

【福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針】

○ 2024年12月、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣） ○ 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、今般推進会議において取りまとめた基本方針のポイントは以下のとおり。		
基本的考え方 ○ 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、国として責任を持って取り組んでいく。		
復興再生利用の推進 ○ 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。 ○ 理解醸成の状況等も踏まえつつ、実用における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。	復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション ○ 復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。 ○ 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。	県外最終処分に向けた取組の推進 ○ 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。 ○ 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。
終わりに ○ 本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。		

（出所）環境省資料

基本方針では、①8,000 ベクレル/kg以下の除去土壌¹⁰について「復興再生利用」を進めること、②それ以外の除去土壌等について減容技術の効率化等及び最終処分場の候補地の選定など最終処分に向けた検討を進めること、③これらについて全国民的な理解の醸成に取り組むこと¹¹とされた。

ロードマップでは、それら目標に向けて当面 5 年程度で主として取り組むべきこととして、①公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への復興再生利用、②県外最終処分

⁹ 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成 15 年法律第 44 号）

¹⁰ 環境省は令和 7 年 9 月、復興再生利用に用いる除去土壌の呼称を「復興再生土」と決定した。

¹¹ 復興庁は令和 7 年 10 月、「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ」に、除去土壌の復興再生利用及び県外最終処分の必要性や安全性に関する国民理解の醸成に向けた施策を追加した。

の候補地の選定・調査、③中央官庁の花壇等への復興再生利用事例¹²の活用（ふくしま復興フェア、こども霞が関見学デー等）などが挙げられている。また、おおむね 2035 年を目途に最終処分場の仕様の具体化、候補地の選定等を行うこと等とされている。

令和 8 年 2 月に行われた施政方針演説において、高市総理は福島県外での最終処分に向け、2030 年以降の道筋を具体化させる旨表明している。

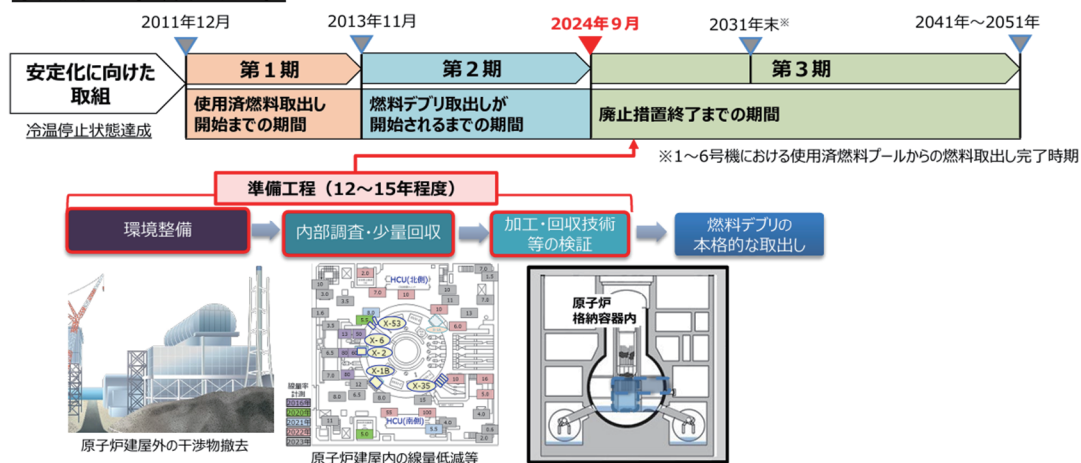
ウ 福島第一原発の廃炉・汚染水・ALPS 処理水¹³対策

(7) 「中長期ロードマップ」に基づく廃炉作業の現状

福島第一原発の廃炉・汚染水・ALPS 処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ¹⁴」（令和元年 12 月 27 日廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。

このうち、燃料デブリの取り出しについては、令和 6 年 11 月、令和 7 年 4 月の 2 回にわたり、2 号機において試験的取出しに成功しており、同年 7 月には、3 号機における大規模取出しに向けた準備工程が公表された。燃料デブリの取出しを開始するに当たっては、工事干渉物の撤去・線量低減等の環境整備やデブリ取出し設備の設置等の準備工事が必要であるとされ、その準備工事に、12 年から 15 年程度要する見込みであるとされた¹⁵。

中長期ロードマップの工程



（出所）経済産業省資料

(4) ALPS 処理水の海洋放出

令和 5 年 8 月 24 日、東京電力は福島第一原発から発生する ALPS 処理水の海洋への

¹² 基本計画決定後の令和 7 年 7 月に総理官邸で復興再生利用が実施されたほか、ロードマップ決定後、令和 8 年 8 月までに、中央省庁（霞が関の 9 府省庁及び防衛省）、最高裁判所、地方支分部局（仙台市及びさいたま市）で復興再生利用が実施された。

¹³ 多核種除去設備等で浄化処理された水

¹⁴ 中長期ロードマップは名称を含めこれまで 5 回改訂されている。

¹⁵ 現在の中長期ロードマップでは、燃料デブリの取出し開始について令和 13 年末までに開始するとされていたが、準備工事に 12 年以上かかる見込みであることが判明したことから、デブリ取り出しの開始時期については、令和 19 年以降となる見込みである。

放出を開始し、令和8年9月18日までに、23回（累計180,592m³）のALPS処理水の海洋放出が行われた。

我が国のALPS処理水の海洋放出計画については、令和5年7月4日に岸田総理（当時）が国際原子力機関（IAEA）のグロッシー事務局長から受領したALPS処理水の安全性に対する評価を含む包括報告書において、「国際的な安全基準に合致している」とされ、計画通りの段階的な放出であれば、人や環境への放射線の影響は「無視できるほどごく僅かである」と評価されている。また、東京電力等が放出開始前から実施している海域モニタリングでは、放出開始後も大きな変化がないことが確認されている。

ALPS処理水の海洋放出に伴い、一部の国・地域は日本産食品への輸入規制を強化した。ALPS処理水の海洋放出以降、国内で魚価の大幅低下など大きな風評影響が生じているという声は聞かれないが、中国に輸出して殻むき加工の上で欧米に輸出されるホタテ等に影響があったとされる。現在、ロシア、香港及びマカオは輸入規制を継続している¹⁶。

エ 福島国際研究教育機構（F－R E I¹⁷）の設立

令和5年4月1日、福島復興再生特別措置法に基づき、福島県浪江町に「福島国際研究教育機構（F－R E I）」（理事長：山崎光悦前金沢大学学長）が設立された。F－R E Iは、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す特殊法人である。

福島の優位性が発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔の役割を有する。

第一期中期計画期間（令和5年度～11年度）における研究開発等の事業規模として、1,000億円程度が想定されており、令和12年3月末までに50程度の研究グループによる研究体制を整備すること等が目標として掲げられている。また、施設整備については、「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和6年1月30日復興大臣決定）に基づき整備が進められている。その工期については、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、更に可能な限り前倒しに努めるとされている。令和7年4月には起工式も行われた。建物の設計や工事等の各工程を着実に進めることにより、令和10年度に本部施設棟の完成を目指している。

なお、東日本大震災復興特別会計終了以降¹⁸においてもF－R E Iが持続的・自立的に発展できるよう、復興庁が中心となって必要な財源を検討することとされている。

¹⁶ 農林水産省資料

¹⁷ 福島国際研究教育機構(Fukushima Institute for Research, Education and Innovation)の略称

¹⁸ 復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとされている。

2 原子力問題

(1) 原子力問題調査特別委員会の設置等

ア 原子力問題調査特別委員会の設置等

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故の調査のため、政府は、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を設置し、同年 6 月から調査を開始した。

国会においても、政府から独立した立場で調査を行う第三者機関を設置することについて与野党間で協議が行われた結果、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（国会事故調）が設置され、同年 12 月 8 日に調査を開始し、翌 24 年 7 月に 7 項目にわたる提言をまとめた報告書を衆参両院の議長に提出した。

同報告書は、国会に原子力問題に関する常設の委員会等を設けて規制当局の活動を監視し、定期的に当局から報告を求めるよう提言しており、当該委員会には専門家からなる諮問機関を設けるよう求めている。同提言を受けて、第 183 回国会、平成 25 年 1 月 28 日の衆議院本会議において、原子力に関する諸問題を調査するための「原子力問題調査特別委員会」の設置が議決された¹⁹。また、諮問機関の設置については、委員会設置後も引き続き与野党間で協議が続けられ、平成 29 年 5 月 25 日の原子力問題調査特別委員会理事会において、助言機関「アドバイザリー・ボード」の設置が決定された。

なお、第 219 回国会において、同特別委員会は、「東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会」に改編された。

改編前も含め、特別委員会及びアドバイザリー・ボードは、召集日に本院が解散された第 194 回国会及び第 220 回国会を除き、各国会の会期の始めに設置されている。

イ 原子力規制委員会の発足

福島第一原発事故の発生後、資源エネルギー庁の原子力安全・保安院と内閣府の原子力安全委員会によるダブルチェック体制の実効性や規制と推進の分離が不十分であることなど、これまでの原子力安全規制体制の問題点が指摘された。

これらの指摘を受け、平成 24 年 9 月、いわゆる三条委員会の「原子力規制委員会」²⁰を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」が設置された²¹。

これに伴い、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は廃止された。また、翌 25 年 4 月には、原子力規制に関する業務の一元化のため、それまで文部科学省が所管していた原子力規制に関する業務が原子力規制庁に移管された。さらに、同年の第 185 回国会において、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」が成立し、翌 26 年 3 月に独

¹⁹ 参議院においても、第 184 回国会から「原子力問題特別委員会」が設けられたが、その後「東日本大震災復興特別委員会」と統合され、第 189 回国会から第 191 回国会まで「東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会」が設置されていた。

²⁰ 現在の委員長の中村伸介氏は、令和 4 年 9 月、更田豊志氏の後任として任命された。また、現在の委員は、杉山智之委員、長崎晋也委員、山岡耕春委員、神田玲子委員の 4 名となっている。

²¹ 平成 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案及び自民・公明案が提出されたが、与野党協議の結果、同年 6 月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）が原子力規制委員会に統合された。

(2) 現行の規制基準の概要等

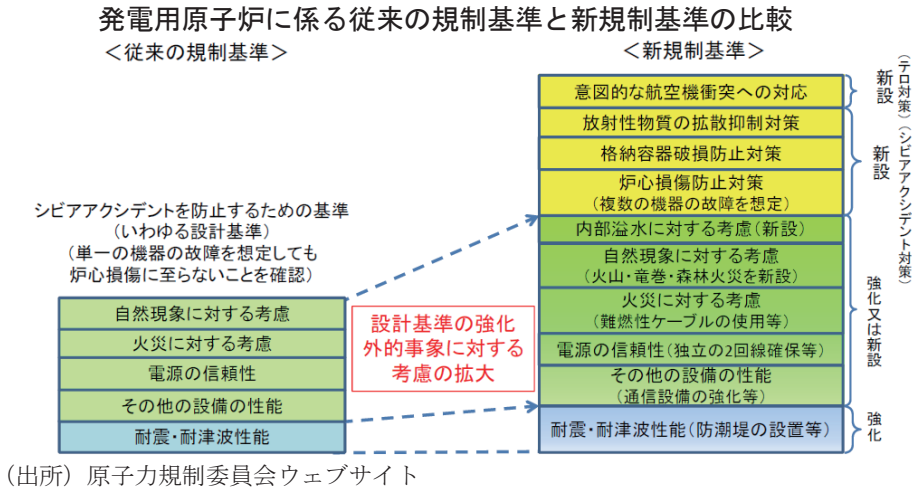
ア 福島第一原発事故を踏まえた原子力規制体系の見直し及びこれに基づく原子炉等規制法等の改正

福島第一原発事故を受け、重大事故（シビアアクシデント）を明確に規定し、当該事故に対する対策、加えて事故の教訓や最新の技術的知見の反映、IAEA安全基準等の海外の動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、平成24年の第180回国会において「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、法の目的に、国民の生命、健康、財産の保護、環境の保全等が掲げられた。また、実用発電用原子炉施設（原子力発電所）については、以下の措置等が講じられた。

- ① 重大事故の想定及びその対策
 - ② 最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新たな規制基準への適合を義務付ける制度（バックフィット制度）の導入
 - ③ 運転期間延長認可制度の導入
 - ④ 原子力安全に係る規制を電気事業法から原子炉等規制法に一元化

この法改正を受けて、平成25年7月に、実用発電用原子炉施設への新たな規制基準（新規制基準）を適用するため、設置許可基準規則をはじめとする原子力規制委員会規則が施行された。

新規制基準では、地震・津波に対する基準を強化した上で、「深層防護²²」の考え方の下、仮に新規制基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制など、影響を最小限に抑えられるようなシビアアクシデント対策を要求している。



²² 原子力施設の安全確保に関する考え方の一つで、安全対策が多層的に構成されていることをいう。この考え方では、ある目標（「異常発生防止」「事故発生時の影響の最小化」など）を持ったいくつかの障壁（防護レベル）が設定され、各層ごとの対策が独立して有効に機能することが求められる。

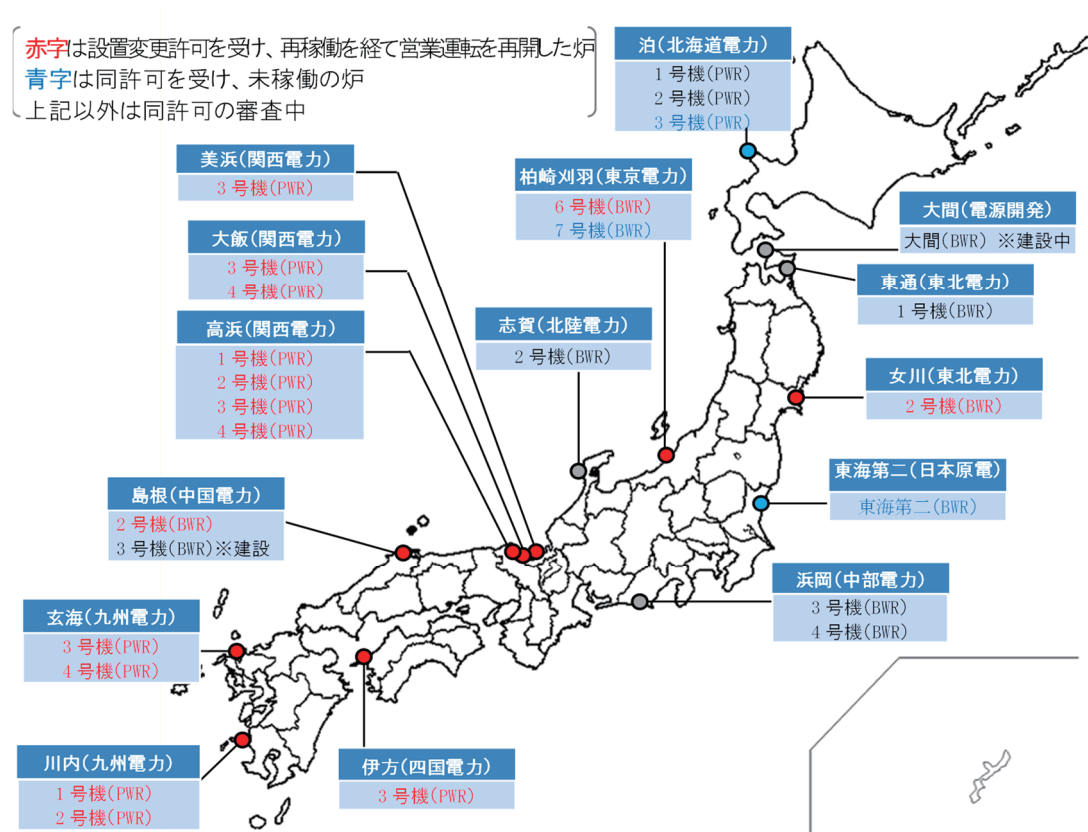
イ 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況

平成 25 年 7 月の新規規制基準施行を受け、各事業者は同基準への適合性審査を相次いで申請し、原子力規制委員会において順次審査が進められている。

これまでに各事業者から 27 基の原子炉設置変更許可の申請があり、令和 8 年 9 月 18 日現在、18 基が許可（15 基が再稼働を経て営業運転を再開）を受け、8 基が審査中²³、1 基が不許可（詳細は後述）となっている。

なお、原発の再稼働に当たっては、立地自治体の同意²⁴が実質的な条件となっている。

実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査状況（令和 8 年 9 月 18 日現在）



※ 我が国で使用している実用発電用原子炉は、発電用のタービンを回転させるための蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（BWR）と加圧水型炉（PWR）の 2 種類に分けられる。

（出所）原子力規制委員会ウェブサイト、資源エネルギー庁ウェブサイトを基に作成

²³ 中部電力浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機については、基準地震動の策定に際して申請者がデータを意図的に操作するといった不正行為が確認されたことから、原子力規制委員会は、令和 8 年 1 月 14 日以降、審査会合、ヒアリング、面談等を実施しないこととしていたが、同年 9 月 14 日、中部電力は、両機の原子炉設置変更許可申請等を取り下げを公表した。

²⁴ 同意は法定の要件ではないが、設備の新增設や再稼働に当たっては、原子力安全協定に基づき、原子力事業者が事前に立地自治体の同意を得ることが通例となっている。

原子炉設置（変更）許可に至った原発の審査経過等（令和８年９月１８日現在）

会社名	発電炉名	原子炉設置(変更)許可手続		工事計画認可	営業運転再開
		審査申請	審査書決定		
北海道電力	泊 3	2013. 07. 08	2025. 07. 30		
東北電力	女川 2	2013. 12. 27	2020. 02. 26	2021. 12. 23	2024. 12. 26
日本原子力発電	東海第二	2014. 05. 20	2018. 09. 26	2018. 10. 18	
東京電力	柏崎刈羽 6	2013. 09. 27	2017. 12. 27	2024. 09. 02	2026. 04. 16
	柏崎刈羽 7	2013. 09. 27	2017. 12. 27	2020. 10. 14	
関西電力	美浜 3	2015. 03. 17	2016. 10. 05	2016. 10. 26	2021. 07. 27
	高浜 1	2015. 03. 17	2016. 04. 20	2016. 06. 10	2023. 08. 28
	高浜 2	2015. 03. 17	2016. 04. 20	2016. 06. 10	2023. 10. 16
	高浜 3	2013. 07. 08	2015. 02. 12	2015. 08. 04	2016. 02. 26
	高浜 4	2013. 07. 08	2015. 02. 12	2015. 10. 09	2017. 06. 16
	大飯 3	2013. 07. 08	2017. 05. 24	2017. 08. 25	2018. 04. 10
	大飯 4	2013. 07. 08	2017. 05. 24	2017. 08. 25	2018. 06. 05
中国電力	島根 2	2013. 12. 25	2021. 09. 15	2023. 08. 30	2025. 01. 10
四国電力	伊方 3	2013. 07. 08	2015. 07. 15	2016. 03. 23	2016. 09. 07
九州電力	玄海 3	2013. 07. 12	2017. 01. 18	2017. 08. 25	2018. 05. 16
	玄海 4	2013. 07. 12	2017. 01. 18	2017. 09. 14	2018. 07. 19
	川内 1	2013. 07. 08	2014. 09. 10	2015. 03. 18	2015. 09. 10
	川内 2	2013. 07. 08	2014. 09. 10	2015. 05. 22	2015. 11. 17

（出所）一般社団法人日本原子力産業協会ウェブサイト、原子力規制委員会ウェブサイトを基に作成

一方、新規規制基準への適合性審査をめぐっては、日本原子力発電敦賀発電所 2 号機について、原子力規制委員会は、令和 6 年 11 月、敷地内断層に関して、その活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できず、新規規制基準に適合しているとは認められないとする審査書を決定し、これを踏まえ、同発電所 2 号機の原子炉設置変更許可の申請について、不許可とする決定をしている。

また、規制審査の効率化・合理化に関しては、令和 8 年 7 月に開催された原子力関係閣僚会議において、山中原子力規制委員会委員長から安全規制の継続的改善については、更なる安全性向上のため、安全上の重要性が高い審査等に規制リソースを振り向けられるよう、許認可制度の見直しを検討している旨の説明が行われた²⁵。同会議において、「今後の原子力政策の方向性と行動指針」が改正された。

ウ 特重施設の設置

新規規制基準は、意図的な航空機の衝突等のテロリズムへの対策として、可搬型設備の分散保管・接続を要求している。また、信頼性向上のためのバックアップ対策として、航空機の衝突等の際に遠隔で原子炉の冷却などを行うための「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の設置を要求している。

²⁵ 具体的には、①地震・津波等に係る基準適合性をあらかじめ確認する手続を創設すること、②安全上の重要性が高い審査等を優先できるよう、許認可制度を見直すこと、③地震動評価に係るトレーサビリティを確保すること等を検討するとしている。

特重施設の設置については、本体施設の設計及び工事計画認可の日から5年間適用しないとする経過措置規定が設けられていた。原子力規制委員会は、これまでの工事実績に鑑みると特重施設のほとんどが完成までに経過措置期間を超過していたことを踏まえ、規制の継続的改善の観点から経過措置規定を見直すこととし、検討を重ねてきた。

同委員会は、令和8年8月、現行の経過措置期間が満了している実用発電用原子炉を除き、経過措置期間の起算点を、本体施設の使用前確認日へと変更する規則改正を行うことを決定した。

エ 原子力発電所の建て替えに向けた動き

令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、原子力発電所を含む脱炭素電源を最大限活用するとし、廃炉を決めた原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えについて、地域の理解等を前提に具体化を進めていくとしている。

これを踏まえ、令和8年7月の原子力関係閣僚会議で改正された「今後の原子力政策の方向性と行動指針」では、原子力発電所の今後の建設見通しとして、一定の仮定の下で試算すると、2040年代までに約220万kW～550万kW（約2～5基）、2050年代までに2040年代分も含め約1,270万kW～1,600万kW（約11～14基）分の原子力発電所の建て替えが必要との見通しを示した。

事業者の動きとしては、関西電力は、令和7年7月に、美浜発電所の後継機設置を検討するための自主的な現地調査を再開することを発表し、同年11月、調査に着手した。関西電力が発表した調査計画によれば、令和10年3月頃までの概略調査を経て、令和12年頃までに詳細調査を実施し、原子炉等の設置に適した地質・地盤であるかを確認する予定としている。

(3) 原子力規制検査制度

ア 現行の検査制度

平成29年の第193回国会において改正された原子炉等規制法により、事業者検査及び原子力規制検査等の見直しを始めとする原子力事業者等に対する検査制度の見直しに関する規定等が整備され、現行の検査制度（原子力規制検査）が令和2年4月1日に施行された。

それまでの検査制度には事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確などの問題点があったが、改正後の制度では、事業者自らに検査義務等を課した上で原子力規制検査が行われている。

これにより、原子力規制庁が、事業者に対し、自ら改善活動を積極的かつ的確に実施することを求め、その上で原子力規制検査を行うことで、事業者の弱点や懸念点等に注視して監督を行えるようになり、安全上の影響が大きい事象に至る前に改善に結びつくことが期待されている。

検査

基本検査 追加検査 特別検査

【計画】→【実績】→【報告】

安全実績指標 (PI) 【事業者等からの報告】

安全重要度の評価

気付き事項等を安全上の重要度で分類
・パフォーマンスの劣化
・リスクの程度の評価

【事実確認】→【評価検討】→【結果】

※重要度に応じて複数段階に分類
(赤●、黄●、白○、緑●、軽微)

プラントごとの総合的な評価

個別事項の安全重要度評価を活用し、監視領域のパフォーマンスの劣化状況を評価するなどして、プラントごとに総合的に判定

監視程度設定

アクションマトリックスの列に応じた監視程度

結果の通知・公表

被規制者の保安活動の実施・改善
更なる安全性向上

評価結果による監視程度
懸念事項への重点的対応
リスクの大小に応じた軽重

規制対応措置

強制措置
許可取消等や措置命令、報告徴収等

指導等

改善措置の実施、改善状況の報告等

(注) 核物質防護以外

イ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査

原子力規制委員会は、令和３年４月、同発電所における特定核燃料物質の移動を禁止する是正措置命令を発出するとともに追加検査を開始した。その後、令和５年１２月の原子力規制委員会において、追加検査報告書が了承され、是正措置命令の解除が決定された。

これを受けて、同月 14 日、原子力規制委員会は、本事案に対する詳細な事実関係等を把握するため、中部電力に対し、原子炉等規制法に基づく報告徴収命令の発出、浜岡原子力発電所に係る審査の停止とともに、原子力規制検査の実施等を決定し、同月 26 日には、中部電力本店での原子力規制検査を開始した。

– 256 –

また、中部電力は、同年9月14日、独立した外部専門家のみで構成される第三者委員会による本事案に関する調査報告書を原子力規制委員会に提出した。合わせて、同原発3号機・4号機の新規制基準に係る原子炉設置変更許可申請等を取り下げることを発表した。原子力規制委員会は、報告書で判明した新たな不適切手法や内部通報体制などについて、今後も原子力規制検査で解明を進めていく方針としている。

なお、原子力規制委員会は、本事案を受け、設置変更許可等の申請書類等に係る不正行為を抑止するため、虚偽記載に対する罰則の導入や、重要な設計条件のトレーサビリティを確保するための設計図書の作成、検証及び保存の義務付けを検討することとしている。

(4) 国内保障措置の強化

我が国では、昭和30年に原子力基本法（昭和30年法律第186号）を制定し、原子力の研究、開発及び利用を平和目的に限ることを定めており、同法の下で、平和利用を担保する体制を整えている。保障措置とは、平和的な原子力活動において用いられる核物質が核兵器等に転用されていないことを確認するとともに、万が一、核兵器等に利用しようとしても早期に発見するための措置をいう。

また、1970（昭和45）年に発効した「核兵器の不拡散に関する条約」（NPT）では、我が国を含む非核兵器国に対して、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とする保障措置を受諾することが義務付けられている。

我が国では、1976（昭和51）年のNPT批准、1977（昭和52）年のIAEAとの包括的保障措置協定²⁶発効を受け、原子炉等規制法等に基づく国内保障措置制度が整備されている。加えて、1999（平成11）年には保障措置を強化するための追加議定書を締結した。

我が国は、IAEAから2004（平成16）年6月に国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの拡大結論が導出されて以降、IAEAから毎年拡大結論を得てきており、国際的信頼の下で平和目的の原子力活動を行っている。

こうした中で、IAEAは、日本原燃株式会社が建設中の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設について、核不拡散体制上、極めて重要な施設と認識している。そのため、今後、IAEA査察への対応が大幅に増大する見込みとなっている。

こうした状況を踏まえ、令和7年9月、今後の両施設の本格操業を見据え、保障措置に対応する査察官等の人材確保及び育成、国内保障措置制度の実施体制の強化等の検討を進めるため、原子力規制委員会に「国内保障措置制度のあり方検討会」が設置され、令和8年6月に報告書が取りまとめられた。

²⁶ NPTに基づく保障措置協定を指す。協定締結国では、事業者が行う核物質の計量管理や原子力活動の状況を規制当局が検査し、IAEAに報告することとされており、IAEAは、現場査察や監視設備を用いて核物質の転用や未申告の活動がないかを検証し、平和利用の確認を行っている。

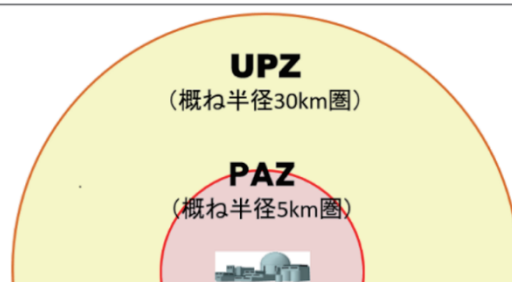
「経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太方針 2026）」（令和 8 年 7 月閣議決定）においては、「再処理施設稼働を見据え独立行政法人の設置等保障措置枠組みの強化を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す」とされている²⁷。

(5) 原子力災害対策

現行の原子力災害対策では、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害対策重点区域等が設定され、緊急時には定められた基準に則って避難や屋内退避等の防護措置が実施されることとなっている。

原子力災害対策重点区域

OPAZ:Precautionary Action Zone 原子力施設から概ね半径5km圏内(発電用原子炉の場合)。 放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。
UPZ:Urgent Protective action planning Zone PAZの外側の概ね半径30km圏内(発電用原子炉の場合)。 ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。 ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長(総理大臣)の指示を受け一時移転等を実施。



(出所) 内閣府ウェブサイト

地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記 P A Z 及び U P Z の数値を一つの目安として、地勢、行政区画等及び施設の特徴を勘案して原子力災害対策重点区域を設定することとされている。また、地方公共団体は、地域防災計画等に基づき避難方法や経路等に関して避難計画を策定している。

地域防災計画・避難計画の策定に当たっては、原子力発電所が立地する13の地域ごとに内閣府が設置した「地域原子力防災協議会」及びその作業部会において、その具体化・充実化の取組が行われている。同協議会において、各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」が取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認された上で、全閣僚と原子力規制委員会委員長等で構成される「原子力防災会議」に確認結果が報告され、「緊急時対応」に対する国としての了承が行われる。

²⁷ 令和 8 年 7 月 31 日に開催された第 14 回原子力関係閣僚会議において、山中原子力規制委員会委員長は、保障措置と核物質防護の強化として、①六ヶ所再処理工場の竣工を見据えた独立行政法人の設置等による査察対応体制の強化、②事業者による保障措置への対応を強化するための履行すべき措置及び責任者の明確化、③原子力施設の設計の早い段階から保障措置及び核物質防護に係る取組を求めること、の 3 点を検討している旨を説明している。

これまで、「原子力防災会議」において、地域の緊急時対応の確認結果が了承されたのは、川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯、女川、美浜、島根及び柏崎刈羽の計10地域となっている。

原子力災害対策指針では、万が一、原子力発電所が全面緊急事態²⁸となった場合、U P Z内の住民は被ばく低減を目的とする防護措置として屋内退避を行うこととされている。

この屋内退避の運用について、原子力規制委員会において、地方自治体との意見交換や能登半島地震の状況等を踏まえ、屋内退避の実施や解除等の判断の在り方に関する検討が行われ、令和7年3月に報告書がまとめられた。これを受けて、同年9月、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を改正し、屋内退避の解除要件、屋内退避の継続を判断するタイミングの目安、避難への切替え、一時的な外出等の考え方等を示し、改正された指針は同年10月から適用が開始された。

同指針では、屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行うこととし、物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、国が地方公共団体と連携して避難への切替えを判断するとしている。

また、屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることとしている²⁹。

内容についての問合せ先

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室

○東日本大震災復興 奈良首席調査員（内線 68770）

○原子力問題 荒井首席調査員（内線 68790）

²⁸ 原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階。

²⁹ 令和8年2月、原子力規制委員会は、屋内退避の運用の詳細を解説した同指針の関連文書を策定している。